

報告第1号

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）急施専決

処分報告について

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月27日別紙予算書のとおり繰越明許費を計上するため、管理者において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年5月10日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

令和5年度

大阪広域環境施設組合

一般会計補正予算書（第2号）

令和 5 年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度大阪広域環境施設組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると
ころによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用すること
ができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 3 月 27 日専決

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

第1表 繰越明許費

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 計 |
|----------|----------|------|-------|
| 3 廃棄物処理費 | 1 廃棄物処理費 | 埋立処分 | 5,470 |